

## 被害相談窓口のご案内

徳島県では、犯罪被害者等からのお問い合わせ・ご相談をいただいた際に、総合的な対応を行う窓口を設置しています。また、このほかにも警察やお住まいの市町村役場など、様々な相談機関があります。悩みを抱えずに、まずはご相談ください。

徳島県・犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」		
名称	電話番号	受付時間
消費者暮らし安全局消費者政策課	088-621-2287	平日 9:30～16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

徳島県警察の相談窓口		
名称	電話番号	受付時間
犯罪被害者相談所 (情報発信課犯罪被害者支援室内)	088-622-3101(代表)	平日9:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
性犯罪被害相談	#8103 又は 088-623-8103	24時間受付 (夜間・休日は当直員が対応)
警察安全相談 (被害の未然防止・安全相談)	#9110 又は 088-653-9110	24時間受付 (夜間・休日は当直員が対応)
子どもたちの悩みごと相談 (ヤングテレホン)	088-625-8900	平日8:30～17:15(祝祭日を除く)
子どもたちのいじめに関する相談 (いじめホットライン)	088-623-7324	24時間受付 (夜間・休日は当直員が対応)

市町村・犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」					
市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
徳島市	健康福祉政策課	088-621-5175	神山町	健康福祉課	088-676-1114
鳴門市	市民協働推進課	088-684-1394	那賀町	総務課	0884-62-1121
小松島市	人権推進課	0885-32-2122	牟岐町	総務課	0884-72-3411
阿南市	人権・男女共同参画課	0884-22-3094	美波町	総務課	0884-77-3611
吉野川市	総務課	0883-22-2231	海陽町	福祉人権課	0884-73-4313
阿波市	企画総務課	0883-36-8700	松茂町	総務課	088-699-8710
美馬市	生活福祉課	0883-52-5604	北島町	危機情報管理課	088-698-9807
三好市	総務課	0883-72-7600	藍住町	総務企画課	088-637-3111
勝浦町	住民課	0885-42-1501	板野町	総務課	088-672-5980
上勝町	総務課	0885-46-0111	上板町	企画防災課	088-694-6824
佐那河内村	総務課	088-679-2113	つるぎ町	福祉課	0883-62-3111
石井町	危機管理課	088-674-1171	東みよし町	総務課	0883-82-6303

その他の相談窓口			
名称	電話番号	受付時間	
公益社団法人 徳島被害者支援センター	相談電話	088-678-7830	月・水～土9:00～16:00 (火・日・祝日・年末年始を除く)
	犯罪被害者相談・心のケア	088-656-8080	

徳島県性暴力被害者 支援センター 「よりそいの樹 とくしま」	共通相談ダイヤル #8891		24時間受付 (夜間・土・日・祝日・年末年始 はコールセンター対応)
	「よりそいの樹とくしま中央」 徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・ 阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡 にお住まいの方	088-623-5111	
	「よりそいの樹とくしま南部」 阿南市・那賀郡・海部郡にお住まいの方	0884-23-5111	
	「よりそいの樹とくしま西部」 美馬市・三好市・美馬郡・三好郡にお住まいの方	0883-52-5111	

## 徳島県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害に遭われた方やそのご家族を  
みんなで支え合う社会の実現に向けて



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

徳島県では、犯罪被害に遭われた方々が受けた被害の回復・軽減や被害者の方々の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、「徳島県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

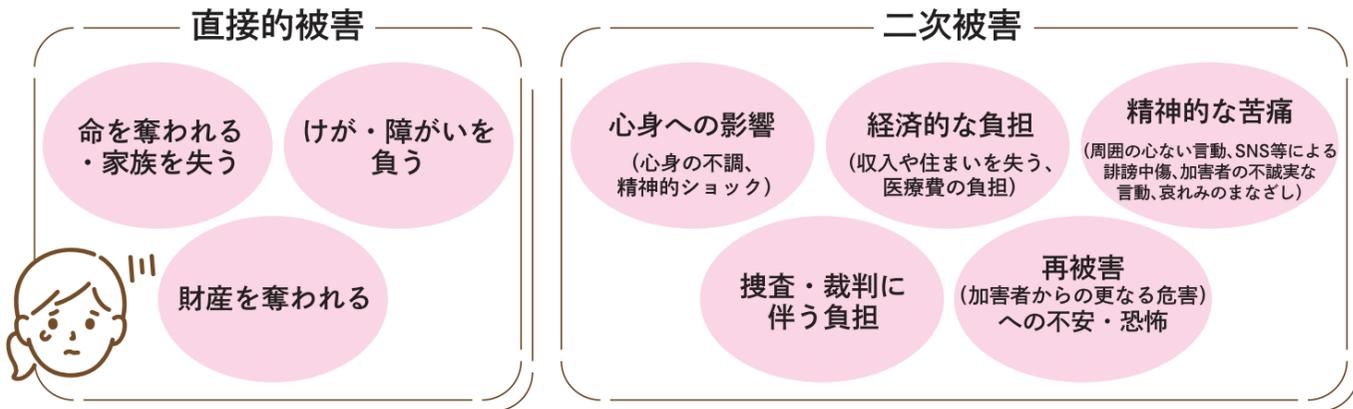
徳島県危機管理環境部消費者暮らし安全局消費者政策課  
TEL：088-621-2287 FAX：088-621-2979  
E-mail：shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp



犯罪被害者等への支援  
(徳島県HP)

# 犯罪被害者等の方々の気持ちに寄り添った対応を

犯罪被害者等(犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族・ご遺族)の方々は、直接的な被害だけでなく、様々な形で二次被害にも苦しめられます。



被害に遭われた方々が安心して毎日を過ごしていくためには、周りの人みんなが、その置かれている状況を理解し、気持ちに寄り添い、二次被害や再被害が生じないよう十分配慮することが必要です。

条例の基本理念に基づき、犯罪被害者等の方々を社会全体で支えるため、また、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

## 条例の基本理念

- 犯罪被害者等支援は、
- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
  - 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。
  - 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害を受けた直後から必要な支援を途切れることなく受け取ることができるように行われなければならない。
  - 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者がそれぞれに担う役割を互いに理解し、相互に連携して推進されるよう行われなければならない。

徳島県では、条例の基本理念に基づき、関係機関と連携し、犯罪被害者等支援施策を積極的に推進していきます。

## 県の主な取組

- ◆「支援コーディネーター」の配置  
県の総合的対応窓口と一体となって、(公社)徳島被害者支援センターに配置した「支援コーディネーター」が、相談内容に合わせて関係機関との調整を行います。
- ◆専門的知識を要する相談に対する支援  
弁護士等による法律相談をはじめ専門的知識を要する相談について、必要に応じて、その相談にかかる費用の一部を(公社)徳島被害者支援センターを通じて支援します。
- ◆「徳島県犯罪被害遺児等未来応援金」について  
故意の犯罪行為により、父母等が死亡、又は父母等に重度の障がいが残ったお子さん(犯罪被害遺児等)に対し、将来への夢や希望に寄り添うため「応援金」を給付します。

- 対象者：基準日(毎年1月1日)時点において県内に居住する18歳未満の犯罪被害遺児等(令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象)
- 給付額：年額12万円
- 申請期間：毎年度1月4日から2月末日まで
- ※制度の利用に当たって、詳しくは消費者政策課へお問合せください。

# 徳島県犯罪被害者等支援条例の概要

## 第1章 総則

<b>第1条 目的</b> 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする	
<b>第3条 基本理念</b> ○犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること ○犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮すること ○被害を受けた直後から必要な支援を途切れることなく受け取ることができること ○国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者がそれぞれに担う役割を互いに理解し、相互に連携して推進させること	
<b>第4条 県の責務</b> ○基本理念にのっとった犯罪被害者等支援に関する総合的な施策の策定、実施 ○関係する他の地方公共団体との連携に努めること	<b>第5条 県民の責務</b> ○犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、二次被害がないよう十分配慮に努めること ○犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めること
<b>第6条 事業者の責務</b> ○犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、事業活動を行うに当たって二次被害がないよう十分配慮に努めること ○犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めること	<b>第7条 民間支援団体の責務</b> ○犯罪被害者等支援を行うよう努めること ○犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めること
<b>第8条 総合的な支援体制の整備</b> 関係者が相互に連携を図りながら、協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備	<b>第9条 推進計画</b> 犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための計画を定める

## 第2章 基本的施策

<b>第11条 相談、情報の提供等</b> 各般の問題についての相談、情報の提供、助言、支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずる	<b>第12条 経済的負担の軽減</b> 経済的助成に関する情報の提供、助言等必要な施策を講ずる
<b>第13条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</b> 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる	<b>第14条 安全の確保</b> 一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずる
<b>第15条 居住の安定</b> 県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずる	<b>第16条 雇用の安定</b> 雇用の安定を図り、二次被害を防止するため事業者の理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずる
<b>第17条 県民の理解の増進等</b> ○県民の理解を深め、再被害、二次被害を防止するための情報提供、教育の充実等必要な施策を講ずる ○児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性についての理解を深め、再被害、二次被害を防止するための教育の充実等必要な施策を講ずる	
<b>第18条 人材の育成等</b> 支援の必要性、再被害・二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずる	<b>第19条 民間支援団体の活動の促進</b> 民間支援団体の活動の促進のため、情報提供、助言等必要な施策を講ずる
<b>第20条 個人情報の適切な管理</b> 県、事業者、民間支援団体ほか犯罪被害者等支援に関係する者は、提供を受けた個人情報を適切に取り扱うこと	

## 第3章 徳島県犯罪被害者等支援審議会

**第21条～第25条**  
推進計画策定のための意見聴取や犯罪被害者等支援に関する重要事項の調査審議を行うため、審議会を設置する